

# 顧客に訴えられないための心得

## —— 弁護士が解説する税賠訴訟事例 ——

〈第2回〉 所得状況の聞き取り義務でトラブル 弁護士 内田久美子



個人の確定申告業務を新規で受任するときに、税理士はどのくらいの範囲・程度で所得状況を聞き取るべきなのでしょう。税賠訴訟ではこの点が争点になることがあります。今回は私が担当した税賠（前半の事例）を紹介します。

### 外国での不動産取引を

#### 税理士が知らなかった…

A税理士は、既存顧問先からの紹介で、B社長が経営する会社の顧問税理士になりました。B氏の会社の税理士替えは、前任の税理士先生が死亡したことによるものです。なお、会社の決算期はすでに過ぎていました。

年が明けて個人の確定申告の時期となり、A税理士は、B氏の個人の確定申告業務も受任しました。社長からは1年分の収支の状況が書かれたメモとともに、過去の確定申告書を入手しています。そこには、会社からの給与所得のほか、若干の不動産所得（国内不動産）や株式の譲渡所得があるという状況が記されていました。

その年の秋頃、B社長から電話があり、「昨年の秋に米国から日本に送金したお金について、税務署から問い合わせの電話があった」と聞かされました。個人で所有していた米国不動産を売却したとのことでしたが、A税理士は初耳でした。その時点から外国税額控除を受けることが可能かを調査。結論として当時の税法で控除を受けるのは不可能でした。

そして、B社長から訴訟が提起されました。その言い分は、「米国不動産の売却について、あらかじめA先生に伝えていたのに、先生は米国での取引は関係ないと誤解して申告してくれなかった」というもので、適用できなかった外国税額控除の損害分の賠償を求めてきました。

第1審（地裁）では、米国不動産売却の事実を確定申告前に伝えていたか否かがメインの争点でした。典型的な「言った・言わない」の事件です。地裁は「証拠上、社長がA税理士に売却の事実を伝えていたとは認められない」として、社長の請求を棄却しました（東京地裁平成20年12月15日判決）。

すると、社長が新たな主張を追加したうえで控訴してきました。その主張とは、日本の「居住者」であれば全世界での所得が申告対象となるという前提を基に、「税理士には国内外における所得状況を聞き取る義務がある。A税理士は国外での所

得状況について聞き取りを怠った」というものでした。

### 聞き取り義務の

#### 具体的な範囲・程度は？

控訴審裁判所（高裁）はまず、一般論として、①税理士は、税務に関する専門家として、委任の趣旨に従い、高度の注意義務をもって委任事務を処理する義務を負っている、②場合によっては、依頼者の指示の不適切な点を指摘することまで要求されている、③確定申告を依頼された税理士は、正確な申告をするためには、一般的に依頼者から所得状況を聞き取る義務がある——という判断を示しました。ここまではB社長の考えとも合致する部分です。

しかし、裁判所はこれらの指摘に続けて、税理士が受任した際にどの程度の聞き取りを行うべきかの具体的な範囲・程度については、もとより具体的事案に応じて決まると判示。本件については、①A税理士は確定申告の打ち合わせの際に、過去の申告書を見せながら、前年の申告以外に収入がないか確認していること、②B氏からそれ以外の説明がなかったため、外国の財産について認識し得ない状況下であったこと——を指摘しました。このような状況下では、A税理士が「国外においても所得がありますか？」といった具体的な聞き取りをすべき義務があると認められないとして、B社長の控訴を棄却しました（東京高裁平成21年4月15日判決）。同判決は確定しています。

### 税理士は前年の収入を

#### きちんと確認した

B社長は、米国不動産の売却前は、その物件を賃貸していました。ところがその賃料収入は、前年以前の申告書に載っていませんでした。また、A税理士が社長から入手した1年分の収支の状況が書かれたメモにも、賃料収入・売却収入のいずれの記載もなかったのです。このほか、国外で収入を得ている事実を認識できるような資料はゼロでした。

このような状況下でA税理士は、「前年の収入以外に何か収入があるか」をB社長に確認しています。ほかに収入がないという回答を受けた以上、税理士に聞き取り義務はないとした裁判所の判断は妥当だと思えます。

### 追加の資料提供求めるべきと判断された公開判例

相続税の事案ですが、税理士の事務処理に不十分な点があったとして、結果的に7千万円以上の賠償を命じた事案があります（東京地裁平成24年1月30日判決、東京高裁平成25年1月24日判決）。

この事例では、国内財産だけを対象に相続税申告したところ、税務調査で海外財産の存在が指摘され、相続人に重加算税が課されました。裁判所は、被相続人が海外資産を保有している可能性が高いと税理士が認識していた事実を重視しました。そのため、税理士は、海外財産が相続財産から漏れることがないように、相続人らに対して指示すべきであったと指摘。具体的には、被相続人の海外財産の有無を問い質して確認し、海外財産に関する資料の提出を求めるべきであったとしました。また、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外資産の存否、そしてその内容を調査するよう指示すべきであったと判断しています。

実際には税理士は、そのような対応を何らとらなかつたばかりか、税務調査が始まってからも海外資産の調査の必要はないなどと誤った指示をしたと認定されています。そのため、税理士としての注意義務に違反したと判断されました。高裁で依頼者側にも3割の過失を認め、税理士側に7千万円超の賠償を命じた判決が確定しました。

### 今回のまとめ

税理士は申告書作成時に、依頼者から提供された資料や依頼者の説明を根拠にして対応します。そのうえで、提供された資料が不十分であることを税理士が認識したときには、追加の資料提供を指示する必要があります。

今回紹介した2事例の大きな違いは、A税理士の場合は海外不動産売却の事実を認識し得なかつたと判断されたのに対し、後の事案では、海外資産を保有している可能性が高いと認識していたと判断された点です。海外資産が存在する可能性が高ければ必ず確認すべきです。

もっとも、新規顧客の申告業務を受任する際は、国外の財産・取引について念のため確認しておくほうが安心です。そして、国内外を問わず、どのような資料を求めて実際に入手したか、あるいは入手しなかつたか、さらにどのような聞き取りをしたかについて、きちんと記録に残しておくとい

※この連載は月1回ペースでの掲載です。